【事例 1】国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的入力例

私は、P証券中央支店に開設していた特定口座(源泉徴収口座)で令和5年中に次の取引を行いました。そして、P証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

上特	譲	渡	X	分		譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した 費用の額等	差引金額				
ſ	上		場		分	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円				
	特	特定信用分		分	_	_	_					
		合		計		1,000,000円	1,500,000円	△500,000円				

また、この特定口座を通じて、上場株式であるA製薬の配当(収入金額100,000円)と公募公社債である B自動車の社債の利子(収入金額100,000円)を受け取りました。私は、これらの収入以外に、給与(収入金額1,800,000円)と公的年金(収入金額2,772,100円)があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,000,000円(令和4年分の損失)あります。 今年の申告では、源泉徴収口座の譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額を損益通算し、 損益通算してもなお控除しきれない源泉徴収口座の譲渡損失の金額を前年から繰り越した損失とともに翌年 以後に繰り越す申告をしようと思っています。

(入力した部分は、便宜上、青色で表示しています。)

はじめに

作成する申告書等の選択画面で、所得税を選択します。



この事例では、所得税及び復興特別所得税の確定申告書等 を作成しますので、令和5年分の申告書等の作成の「**所得税**」 をクリックしてください。

事業所得や不動産所得等のある方は、最初に「**青色申告決 算書・収支内訳書**」を作成してください。

この事例は、株式等の譲渡所得等、配当所得等、給与所得及び公的年金等の雑所得ですので、作成の必要はありません。

② 次へ進む>をクリックします。



申告書の作成をはじめる前に 画面で、生年月日及び申告書の提出方法を入力します。



あなたの生年月日を入力してください。

入力済みの「**申告書の提出方法**」が選択されていますので確認してください。

なお、申告書の提出方法について、「印刷して提出」を選択した方は、「作成する確定申告書の提出方法」欄は表示されません。

「質問」欄に表示される質問について、「**はい**」又は「**い いえ**」をクリックし、回答してください。

全ての質問に回答した後、次へ進むをクリックしてくださ

【事例 1】の解説

- あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れた A 製薬の株式の配当と B 自動車の社債の利子は、「上場株式等の配当等」に該当し、その源泉徴収口座の譲渡損失の金額と損益通算されます。この結果生じた源泉徴収口座の譲渡損失の金額は申告することにより、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます(52ページ参照)。これらの場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」を添付して提出する必要があります。
- ※ 源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません(55ページの【注意】参照)。

これらの取引による譲渡所得等の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、次のとおりとなります。

収入金額 必要経費等 差引金額 損益通算後 翌年以後に の差引金額 繰り越される金額 (譲渡分) 1.000.000円 - 1.500.000円 △300.000円 △500.000円 200.000円 -(利子・配当分) 200.000円 (繰越分) △1,000,000円 → △1,300,000円

- 添付書類については25ページを参照してください。
- I 「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します。
- 1 収入金額・所得金額の入力 画面で、株式等の譲渡所得等の 入力する をクリックします。



収入金額・所得金額の入力 画面 の下部に、株式等の譲渡所得等の入力欄が含まれる 分離課税の所得 の入力欄がありますので、画面をスクロールします。

株式等の譲渡所得等の入力する をクリックし、金融・証券税制(入 力項目の選択)画面へ進みます。

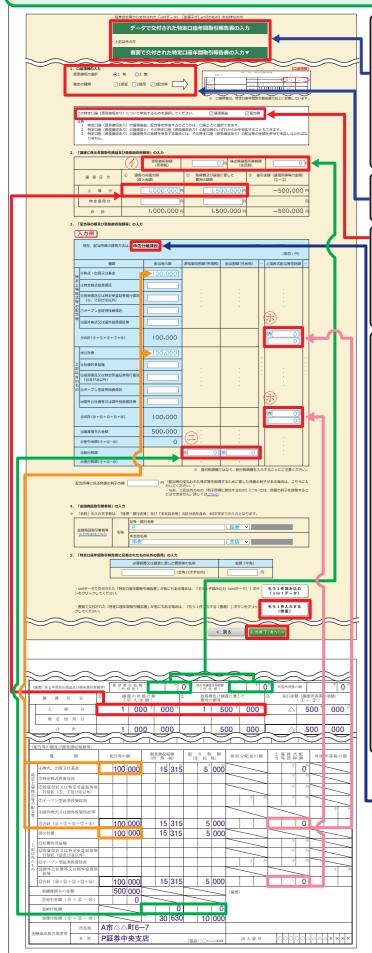
2 金融・証券税制 (入力項目の選択) 画面で、配当所得の課税方法の選択を した上、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する をクリックします。



このボタンで配当所得の課税方法 (総合課税又は申告分離課税)を選択 することができます(62ページ参照)。 この事例の場合、上場株式等の配 当所得等の金額を上場株式等に係る 譲渡損失の金額と損益通算しますの で、申告分離課税)を選択します。

この事例では、特定口座での株式 等の売却等と配当及び利子の受領が ありますので、「特定口座年間取引 報告書」の内容を入力する をク リックします。

3 金融・証券税制 (特定口座) 画面で、「特定口座年間取引報告書」の内容(収入金額等)を入力します。



金融商品取引業者等から、データ(拡張子が [.xml] のもの)で交付された「特定口座年間取 引報告書」がある場合、データで交付された特 定口座年間取引報告書の入力 ボタンから読み込 む(入力する)ことができます。

この事例の場合は、書面で交付された特定口 座年間取引報告書の入力 ボタンから入力する方 法について説明します。

「特定口座年間取引報告書」に記載されている 内容を入力してください。

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません(55ページの【注意】参照)。したがって、「配当等」も「チェックを付けてください。

「特定口座年間取引報告書」等を参照して、次の ②~受欄に金額等を順次入力してください。なお、 ②欄及び受欄について、入力すべき金額 がない場合には、0 と入力します。

- 「源泉徴収税額(所得税)」欄及び「株式等 譲渡所得割額(住民税)」欄
- 回 「譲渡の対価の額 (収入金額)」 欄及び「取得費及び譲渡に要した費用の額等」 欄
- 「配当等の額4)~(8)及び(10~(14) 欄
- **二 「納付税額®」**欄
- → 「上場株式配当等控除額9及び⑤」欄
- 「配当所得に係る負債の利子の額」欄
- ⑤ 「金融商品取引業者等」欄
- デ 「特定口座年間取引報告書に記載されたもの以外の費用」欄

この事例の場合、「配当所得に係る負債の利子の額」及び「特定口座年間取引報告書に記載されたもの以外の費用」はありませんので、入力の必要はありません。

※ <mark>・ 欄</mark>に0以外の金額が入力された場合、計算結果によって「**分配時調整外国税相当額控除に関する明細書**」が自動で作成されます。

配当所得の課税方式は5ページの2の 画面で選択した課税方式が表示されます。 この課税方式を変更する場合は、5ページ の2の画面で変更することができます。

申告する口座が複数ある場合には、

「もう1無効する」をクリックしてください。

申告する口座について全て入力が終了したら<mark>入力終了(次へ) ></mark>をクリックしてください。

マイナポータル連携を利用すれば、特定口座年間取引報告書のデータが自動入力されます!

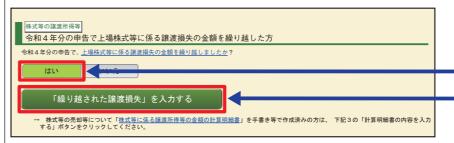
マイナンバーカードを使用してマイナポータル連携を利用することで、マイナポータルから特定口座年間取引報告書の情報を一括取得することができ、国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する際に、申告する特定口座年間取引報告書の**内容が自動入力**されます。

なお、マイナポータル連携に対応している証券会社等の情報は、国税庁ホームページの 「マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧」をご確認ください。

※ マイナポータル連携のご利用に当たっては、事前準備が必要となります。

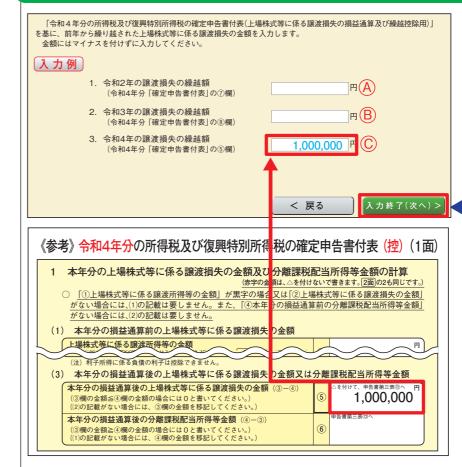
▷詳しくはこちら

4 金融・証券税制 (入力項目の選択) 画面で、上場株式等に係る譲渡損失 の金額の繰越しに関する質問に答えた後、表示される 「繰り越された譲 渡損失」を入力する をクリックします。



この事例では、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告しますので、「令和4年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか?」のはいを選択した後、表示される「繰り越された譲渡損失」を入力するをクリックします。

金融・証券税制 (前年から繰り越された損失額) 画面で、「前年から繰り 越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」を入力します。

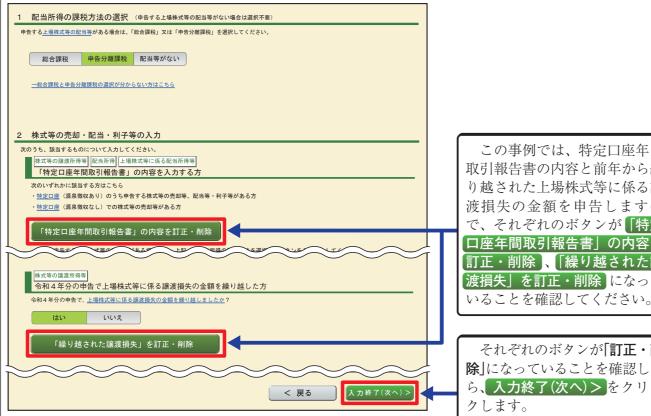


●~◎欄は、「令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に入力します。

- A欄 令和2年分の譲渡損失の 繰越額
- ←付表の⑦欄の金額
- │ <mark>⑧欄</mark> 令和3年分の譲渡損失の │ 繰越額
 - ←付表の⑧欄の金額
- | <mark>ⓒ欄</mark> 令和4年分の譲渡損失の 繰越額
 - ←付表の⑤欄の金額

この事例の場合、令和4年分の 上場株式等に係る譲渡損失の金額 が前年から繰り越されていますの で、「令和4年分の所得税及び復 興特別所得税の確定申告書付表」 (控) 1面の⑤欄の金額を⑥欄に入 力し、入力終了(次へ)>をクリ ックしてください。

金融・証券税制(入力項目の選択)画面で、申告する内容について、ボ タンが「訂正・削除」になっていることを確認の上、画面下にある 入力終了(次へ)>をクリックします。



この事例では、特定口座年間 取引報告書の内容と前年から繰 り越された上場株式等に係る譲 渡損失の金額を申告しますの で、それぞれのボタンが「特定 口座年間取引報告書」の内容を 訂正・削除、「繰り越された譲 渡損失」を訂正・削除になって

それぞれのボタンが「訂正・削 除 になっていることを確認した ら、入力終了(次へ)>をクリッ クします。

金融・証券税制(株式等の譲渡所得等・計算結果確認1)画面で、「株式 等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書しの入力内容を確認します。

			一般株式等	上場株式等	
	譲渡による収入金額	1	円	1,000,000 円	1
収入金額	その他の収入	2	円	円	3
	小計 (①+②)	3	円	1,000,000 円	1
	取得費(取得価額)	4	円	1,500,000 円	1
込要経費又は譲渡に要し	譲渡のための委託手数料	(5)	Р	P	1
と安性員又は感収に安した費用等		6	円	円 円	
	小計 (④から⑥までの計)	7	円	1,500,000 円	3
持定管理株式等のみなし	譲渡損失の金額	8		P	
差引金額 (3-7-8)		9	円	-500,000	
持定投資株式の取得に要	した金額等の控除	10	н	1	
所得金額 (9-10)		11)	P	-500,000 円	3
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 繰越控除後の所得金額(①一②)				円	1
			円	P	1
			< 戻る	確認終了(次へ)>	

この事例では、上場株式等に係 る譲渡所得等の金額は、6ページ の3の画面で入力した結果とし て、 \triangle 500.000円になります。

「特定口座年間取引報告書」の 内容と入力内容を確認してくだ さい。入力した金額に誤りがあ る場合には、 〈戻る をクリック し、金融・証券税制(入力項目 の選択) 画面(6の画面) にお いて、「特定口座年間取引報告書」 の内容を訂正・削除をクリッ クし、金額の訂正入力をしてく ださい。

金額及び内容を確認し、誤り がなければ、確認終了(次へ)> をクリックしてください。

金融・証券税制 (株式等の譲渡所得等・計算結果確認 2) 画面で、「確定申 告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用) の入 力内容を確認します。

	5譲渡所得等の金額 5譲渡所得等の金額の計算明細書	1		500,000 F			
	5譲渡損失の金額 5譲渡所得等の金額の計算明細書	2		500,000	円		
	車前の上場株式等に係る譲渡損9 ②欄の金額のうち、いずれか少な			3		500,000	円
本年分の損益通算	前の分離課税配当所得等金額	4	200,000		円		
	車後の上場株式等に係る譲渡損労 ・ 欄の金額の場合、0円)	夫の金	全額 (③一④)	(5)		300,000	円
	算後の分離課税配当所得等金額 予欄の金額の場合、0円)	(4)-	-(3)	6		0	円
翌年以後に繰り	越される上場株式等に係る譲渡	損失	の金額の計算				
譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る 譲渡損失の金額		本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額			本年分で差し引くことの できなかった上場株式等に 係る譲渡損失の金額	
本年の 3年前分 (令和2年分)	(A)) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)		H		
		(E)	(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		H		
本年の 2年前分	(B)		(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)		m (⑦ ((B)-(F)-(G))	7
(令和3年分)		(G)	(G) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		Ħ		
本年の 前年分 (令和4年分)	(c) 1,000,000 円		(上場株式等に係る譲渡所得等の全額から差し引く部分)	0		® ((C)-(H)-(I)) 1,000,000 P	9
		(1)	(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	0	Ħ		
の金額から差し引	代等に係る譲渡所得等 く上場株式等に係る)合計額 ((D)+(F)+(H))	9		0	H		
	税配当所得等金額から 代等に係る譲渡損失の E)+(G)+(I))	10		0	Ħ		
			 株式等に係る譲渡損失の金額 ⑦+⑧)		9	1,300,000 ₽	9
前年から繰り越	された上場株式等に係る譲渡損	失の	金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等	全部	iの	<u>†</u>	
前年から繰り越さ 頁 (⑥一⑩)	れた上場株式等に係る譲渡損失	の金	額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等	£ (1	2)	0 F	9
			く 戻る		確	窓終了(次へ)>	

この事例の場合、翌年以後に繰 り越される上場株式等に係る譲渡 損失の金額は、6ページの3から 7ページの5の画面で入力した結 果として、1.300.000円となります。

「特定口座年間取引報告書」及び 「令和4年分の所得税及び復興特別 所得税の確定申告書付表し(控)の 内容を基に画面に表示された金額 に誤りがないか確認してください。 なお、画面に表示された金額に 誤りがある場合には、〈戻る〉をク リックし、金融・証券税制(入力 項目の選択) 画面(8ページの6 の画面)まで戻った上で、「繰り越 「された譲渡損失」を訂正・削除しを クリックし、金額の訂正入力をし てください。

金額及び内容を確認し、誤りが なければ、確認終了(次へ)>をク リックしてください。

収入金額・所得金額の入力画面で、株式等の譲渡所得等及び上場株式 等に係る配当所得等の入力内容を確認します。



この画面では、株式等の譲渡所 得等及び上場株式等に係る配当所 得等の計算結果が表示されます。

金額を確認し、誤りがなければ、 この画面の上へスクロールして、 他の所得の入力をしてください。

この事例では、次のⅡで、給与 所得や公的年金等の雑所得などの 内容を順次入力します。

Ⅱ 源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します。

1 収入金額・所得金額の入力 画面で、源泉徴収票等の内容を入力します。

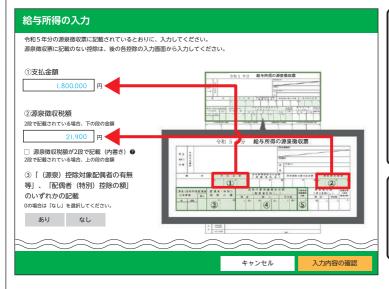


この事例では、給与所得を申告しますので、給与所得の入力するをクリックし、次の②の給与所得の入力画面へ進み、該当する源泉徴収票を選択して入力するをクリックします。

この事例では、公的年金等の雑所得を申告します ので、**公的年金等**の 入力する をクリックし、次の **3**の <mark>公的年金等の入力</mark> 画面へ進み、<mark>入力する</mark> をク リックします。

事業所得や不動産所得などを申告する場合も、この画面から入力することができます。

2 給与所得の入力 画面で、「給与所得の源泉徴収票」の内容を入力します。



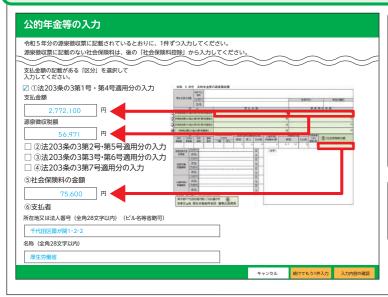
給与所得の入力 画面で、「給与所得の源泉 徴収票」に記載(表示)された事項について、 画面に対応する各欄に入力してください。

全ての入力を終了し、入力内容の確認を クリックすると、入力内容の一覧が表示されますので、入力内容を確認します。確認後、 次へ進むをクリックすると、①の収入金額・

次へ進む をクリックすると、**①**の 収入金額 所得金額の入力 画面に戻ります。

この事例では、「支払金額」及び「源泉徴収税額」のほか、「社会保険料等の金額」(220,749円)、「生命保険料の控除額」(50,000円)等を入力しています。

3 公的年金等の入力 画面で、「公的年金等の源泉徴収票」の内容を入力します。



「公的年金等の源泉徴収票」に記載(表示) された事項について、画面に対応する各欄 に入力してください。

全ての入力を終了し、入力内容の確認を クリックすると、入力内容の一覧が表示されますので、入力内容を確認します。確認後、 次へ進むをクリックすると、①の収入金額・ 所得金額の入力画面に戻ります。

入力内容を確認後、**①**の <mark>収入金額・所得金額の入力</mark> 画面の <mark>入力終了(次へ)></mark>をクリックしてください。

4 所得控除の入力 画面、税額控除・その他の項目の入力 画面で、所得 控除等を入力等します。

年末調整していない「生命保険料控除」等の入力未済となっている項目がある場合は、該当する項目の**入力する、訂正・内容確認**をクリックして入力してください。

5 計算結果確認 画面で、入力漏れがないか確認します。



収入金額等 の「給与」欄に給与所得 の源泉徴収票の「支払金額」が表示されているか、「公的年金等」欄に公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」が表示されているか確認してください。

「社会保険料控除」等の<mark>所得から差し引かれる金額</mark>の該当する控除欄に表示された金額が源泉徴収票に記載されている金額と相違ないか確認してください。

入力した金額等が誤っている又は入力未済となっている項目がある場合は、その内容に応じて、収入金額・所得金額を修正する、所得控除を修正する、税額控除・その他の項目を修正する。をクリックして、それぞれ該当する画面において訂正入力等してください。

入力内容を確認して**次へ>**をクリックしてください。

クリックすると、**納税額**(この事例の 場合は**19,400円**となります。)が表示されますので、確認後 **OK** ボタンをクリックしてください。

- 6 財産債務調書、住民税 等入力 画面で、住民税 の徴収方法などについて 入力します。
- (す) 住所・氏名等入力画面などで、職業・世帯主、マイナンバー(個人番号)などを入力します。
- Ⅲ 画面の案内に沿って操作を進めます。申告書等は、e-Taxの場合は作成したデータを送信し、書面提出の場合は印刷して郵便や信書便により送付してください。

10 11